

個人情報取扱規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）が、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、当協会の取り扱う個人情報等の取得、利用、保管、提供及び削除・廃棄の各段階における留意事項について定める。

第2条（定義）

本規程における用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとする。

（1） 個人情報

個人情報保護法に規定する個人情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるもの。

（2） 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合体であって、個人情報保護法第2条第4項に定めるもの。

（3） 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報。

（4） 本人

一定の個人情報によって識別される、又は識別され得る個人。

（5） 会員

当協会定款第5条に定める会員。

（6） 従業者

当協会定款に定める組織内にあつて直接又は間接に当協会の指揮監督を受けて当協会の業務に従事している者（役職員、パート職員、アルバイト等）であつて、当協会との間の雇用関係にない者（契約業務従事者、派遣職員等）を含む。

（7） 個人情報取扱責任者

当協会において個人情報の取扱い及びその管理に関する責任を担う者。

（8） 個人情報取扱担当者

個人情報取扱責任者の指揮監督に基づき、当協会において個人情報を取り扱う事務及びその管理に係る事務に従事する者。

第2章 安全管理措置

第3条（組織体制）

- 1 個人情報取扱責任者は、総務担当理事を充てる。

- 2 個人情報取扱担当者は、事務局長を充てる。
- 3 個人情報取扱責任者は、以下の各号に掲げる業務を所管する。
 - (1) 本規程の周知
 - (2) 個人情報等の取得、利用、保管、提供及び削除・廃棄
 - (3) 個人情報等の安全管理に関する教育又は研修の企画及び実施
 - (4) その他当協会における個人情報等の安全管理に関する事項
- 4 個人情報取扱責任者は、個人情報等を取り扱う業務等に従事する際、個人情報保護法及びその他関連法令、本規程及びその他当協会内規程並びに理事会の指示に従い、個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
- 5 個人情報取扱担当者は、個人情報等を取り扱う業務等に従事する際、個人情報保護法及びその他関連法令、本規程及びその他当協会内規程並びに理事会の指示に従い、また、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

第4条（運用状況等の確認）

- 1 個人情報取扱責任者は、以下の個人データの運用状況について確認し、把握するものとする。
 - (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
 - (2) 個人データを収載する書類・媒体等の持ち運びの状況
 - (3) 個人情報データベース等の削除・廃棄の状況
 - (4) 個人情報データベース等の削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
 - (5) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）
- 2 個人情報取扱責任者は、以下の個人データの取扱状況について確認し、把握するものとする。
 - (1) 個人情報データベース等の種類、名称
 - (2) 個人データの項目
 - (3) 取扱部署
 - (4) 利用目的
 - (5) アクセス権を有する者

第5条（情報漏えい事案等への対応）

- 1 個人情報取扱責任者は、個人情報の漏えい、滅失又は減損（以下「漏えい事案等」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき、適切に対処するものとする。
- 2 個人情報取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その旨及び調査結果を理事会に速やかに報告し、理事会と連携して漏えい事案等に対応する。
- 3 個人情報取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、当該漏えい事案等の

対象となった本人に対して、事実関係の通知、謝意の表明等を速やかに行う。

- 4 個人情報取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、当該漏えい事案等に係る事実関係の調査、原因の究明を速やかに行う。
- 5 個人情報取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、他事業者における漏えい事故等を踏まえ、再発防止に向けた対策を講じる。
- 6 個人情報取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、必要に応じて、事実関係及び再発防止策等を公表し、関係当局への報告を行う。
- 7 個人情報取扱責任者は、漏えい事案等への対応状況の記録の分析を必要に応じて実施する。
- 8 個人情報取扱責任者は、個人情報保護法又は本規程に関し、本人から苦情の申し出を受けた場合には、その旨を理事会に報告するとともに、適切に対応するものとする。

第6条（個人データの取扱状況の確認）

個人情報取扱責任者は、個人情報の取扱状況について、定期的に確認を行うものとする。

第7条（教育・研修・規則整備）

- 1 個人情報取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、当協会の従業者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。
- 2 当協会は、個人データの秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

第8条（個人データを取り扱う者の管理）

当協会は、個人情報取扱責任者、個人情報取扱担当者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講じるものとする。

第9条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

- 1 当協会は、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、当該機器、電子媒体又は書類等を業務において使用しない際には、施錠できるキャビネット・金庫等に保管する等の盗難防止措置を講じるものとする。
- 2 当協会の従業者が、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、紛失・盗難・漏えい等を防ぐための安全な方策を講じるものとする。

第10条（個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄）

個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、個人情報取扱責任者がこれを確認するものとする。

第11条（アクセス者の明確化）

当協会は、個人データへの不正なアクセスを防止するため、個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化するものとする。

第12条（アクセス者の識別と認証）

当協会は、機器に装備されているユーザー制御機能等により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業者を識別・認証するものとする。

第13条（不正アクセス等の防止）

当協会は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- （1） 個人データを取り扱う機器等のシステムを最新の状態に保持する。
- （2） 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。

第14条（情報システムの使用に伴う漏えい等の防止）

当協会は、メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合、情報漏えいを防止する措置を講じるよう努めるものとする。

第15条（委託先における安全管理措置）

- 1 当協会は、個人データの全部又は一部を委託する場合には、当協会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には、以下に掲げる事項が含まれる。
 - （1） 委託先の適切な選定
 - （2） 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - （3） 委託先における個人データの取扱状況の把握

第3章 個人情報の取扱い

第16条（利用目的の特定）

- 1 当協会は、個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 当協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第17条（個人情報の利用）

- 1 当協会は、本規程第16条第1項に定める利用目的の範囲内に限り個人情報を利用するものとする。
- 2 当協会は、個人情報保護法第16条3項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、本規程第16条第1項に定める利用目的を超えて個人情報を利用してはならない。

第18条（利用目的の通知等）

- 1 当協会は、個人情報の取得にあたっては、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、個人情報保護法の定めに従い、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 当協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

第19条（適正な取得）

当協会は、個人情報の取得にあたっては、個人情報保護法の定めに従うものとし、偽りその他不正な手段により個人情報を取得しないものとする。

第20条（個人情報の保管）

- 1 個人情報取扱責任者は、本規程第16条第1項に定める利用目的の範囲において、個人データを正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。
- 2 個人情報取扱責任者は、法令によって一定期間保存が義務付けられている書類等に記載・記録された個人データについて、当該期間保管し、利用する必要がなくなりかつ法令において定められた保存期間を経過した場合、遅滞なく削除又は廃棄する。

第21条（第三者提供の制限）

- 1 当協会は、個人情報保護法第23条2項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しないものとする。
- 2 当協会は、別途定める目的で個人データを当協会の下部組織及び加盟団体に提供し、これらの者は、当該個人データを共同利用することができる。

第4章 補則

第22条（補則）

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、会長が別に定める。
- 2 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則（令和2年7月22日）

本規程は、令和2年7月22日より施行する。

附則（2021年4月1日）

本規程は、2021年4月1日より施行する。

附則（２０２１年８月２５日）

本規程は、２０２１年８月２５日より施行する。